



「マイナンバーカード」について

マイナンバーカードが保険証として利用できます！ (保険証でも今まで通り受診できます)

令和4年4月から、当院の受付窓口で、従来の保険証とは別に、事前に「初回登録」を行うとマイナンバーカードが健康保険として利用できるようになりました。

なお、健康保険証でもこれまでとおり受診可能です。(保険証が使えなくなることはありません)。

また、各種医療費助成証(子育て、重度障害医療証など)をお持ちの方はこれまでどおり医療機関の窓口にご提示ください。

マイナンバーカードを保険証として使用する ためには、健康保険証の「初回登録」が必要です。

登録方法については、院内掲示のチラシやマイナポータルをご参照いただくか、ご自身や家族のスマートフォン、ご自宅のパソコン(カードリーダーが必要)で登録ができます。

スマートフォンをお持ちでない、対象機種でないなど登録環境のない方でも

**当院のマイナンバーを読み取るための
「顔認証付カードリーダー」で初回登録ができます。**

不明な時は、医事課スタッフにお声がけください。お手伝いいたします。